

令和7年度

新磯地区連合自主防災隊

理 事 会

日 時 令和7年4月25日(金)

新磯地区自治会連合会総会終了後～

場 所 新磯公民館 2階 大会議室

次 第

- 1 開会のことば
- 2 あいさつ
- 3 議長 (第13条により、隊長が議長となる。)
- 4 議題
 - 第1号議案 令和6年度事業報告について…………… P1
 - 第2号議案 令和6年度収支決算報告
及び会計監査報告について…………… P2
 - 第3号議案 新磯地区連合自主防災隊規約改定 (案) …… P3～5
役員について …… P6
 - 第4号議案 令和7年度事業計画 (案) について…………… P7
 - 第5号議案 令和7年度収支予算 (案) について…………… P8

令和6年度 新磯地区連合自主防災隊 事業報告

日 時	事 業 内 容
7月3日(水) 19:30	役員会 (理事会(総会)資料・役割分担、防災訓練について)
7月23日(火) 19:30	防災研修会(講師:江成新磯分署長)・理事会(総会)
8月29日(木) 19:30	役員会(事前説明会資料確認、事前説明会役割分担) (※台風10号接近のため、書面会議に変更)
9月26日(木) 19:30	新磯地区総合防災訓練 事前説明会
11月10日(日) 9:00	新磯地区総合防災訓練 ※相模原市総合防災訓練 南区地域会場 (無事ですタオル掲示、一時避難場所への避難誘導、無線機による情報伝達訓練、救出訓練、初期消火訓練、煙体験、AED訓練、小型消防ポンプ放水訓練等)
11月19日(火) 19:30	連合自主防災隊研修会 (HUG訓練 講師:富田新磯小学校避難所運営協議会会長)
12月19日(木) 19:30	役員会 (防災訓練の反省会)
1月28日(火) 19:30	役員会 (来年度の事業計画、他)
随 時	防災部会 5/22(水) 新磯分署へ打合せ・申請 7/16(火) 防災訓練打合せ 10月初旬 防災訓練ポスター作成 10/25(金) 新磯分署へ打合せ

令和6年度 新磯地区連合自主防災隊収支決算報告書

1 収入の部

科目	R6予算額(A)	R6決算額(B)	差額(B-A)	細 節	決算
繰越金	221,483	221,483	0	前年度繰越金	221,483
市補助金	200,000	200,000	0	市自主防災組織活動 事業費補助金	200,000
活動協力金	350,000	350,000	0	新磯地区自治連より	350,000
雑収入	18	138	120	貯金利息	138
合 計	771,501	771,621	120		

2 支出の部

科目	R6予算額(A)	R6決算額(B)	差額(B-A)	細 節	決算	項目
事務費	25,000	0	△ 25,000	事務用消耗品 印刷代	0 0	
役務費	20,000	14,591	△ 5,409	郵送料 電波利用料	591 14,000	
事業費	595,000	470,092	△ 124,908	視察研修費・講習費 地区防災訓練事業費 デジタル無線更新費 本部グッズ整備費 事業用消耗品費	1,800 448,833 10,050 0 9,409	アンテナ工事費¥264,000、 バッテリー35台分¥138,600、 チラシ¥19,833、他
予備費	131,501	0	△ 131,501		0	
合 計	771,501	484,683	△ 286,818			

収入金額	771,621	
支出金額	484,683	
差引残額	286,938	残額は、翌年度に繰り越します。

令和7年3月31日 新磯地区連合自主防災隊

会計 溝呂木 秀雄

会計 遠藤 満

隊長 鈴木 真



会計監査報告

新磯地区連合自主防災隊規約第6条第4項に基づき、令和6年度新磯地区連合自主防災隊の収入・支出について、出納簿及び関係諸帳簿等について監査したところ、適正に執行されていることを認めましたので、ここに報告いたします。

令和7年3月31日

新磯地区連合自主防災隊

監事 坂井 一

監事 久保田



新磯地区連合自主防災隊規約（案）

（名称）

第1条 この隊は、新磯地区連合自主防災隊（以下「地区連防災隊」という。）といい、事務所を相模原市南区役所新磯まちづくりセンター内に置く。

（組織）

第2条 地区連防災隊は、新磯地区自治会連合会に所属する自治会の自主防災隊をもって組織する。

（目的）

第3条 地区連防災隊は、大地震等の災害に備え、地区内の防災組織活動を強化促進するとともに、地域の防災行動力として活動する地区内の単位自主防災隊の連絡調整を図り、その発展を期することを目的とする。

（事業）

第4条 地区連防災隊は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- （1）防災に関する普及、啓発に関すること。
- （2）市現地対策班との連携に関すること。
- （3）地区内の防災活動の連絡調整に関すること。
- （4）地区連合防災訓練に関すること。
- （5）防災資機材等の整備に関すること。
- （6）防災リーダーの育成に関すること。
- （7）その他、前条の目的達成に必要な事業。

（役員）

第5条 地区連防災隊に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|---------|
| （1）隊長 | 1名 |
| （2）副隊長 | 4名 |
| （3）会計 | 2名 |
| （4）監事 | 3名以内 |
| （5）防災専門員 | 2名ないし3名 |

2 隊長は新磯地区自治会連合会（以下「地区連」という。）の会長を、副隊長は地区連の副会長を、会計は地区連の会計を、監事は地区連の監事を充てるものとする。

3 防災専門員は、防災活動に関する知識と経験を有し、かつ防災への強い意欲を持つ指導力のある者から隊長が選任し、委嘱する。

（役員職務）

第6条 隊長はこの隊を代表し、職務を総理する。

- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、この隊の会計を掌理する。
- 4 監事は、この隊の会計を監査する。
- 5 防災専門員は次の職務を行う。

- （1）地区連防災隊長の補佐に関すること。
- （2）地区内の単位自主防災組織への防災指導及び連絡調整に関すること。
- （3）地区の防災訓練、研修会等の計画・実施に関すること。
- （4）地区住民への防災啓発活動に関すること。
- （5）防災備蓄品の取扱い及び点検指導に関すること。
- （6）災害活動に対する支援・協力に関すること。

（任期等）

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員が選出母体等の役職に異動があったときは、前項の規定にかかわらず自動的に交代する。

（理事）

第8条 地区連防災隊に理事を置く。

- 2 理事は、単位自治会長（単位自主防災隊長）をもって充てる。
- 3 理事は、この隊の事業の執行、運営の協議にあたる。

(会議)

第9条 地区連防災隊の会議は、理事会及び役員会とする。

(理事会)

第10条 理事会は、理事及び地区連防災隊役員をもって構成し、次の事項を審議し、執行する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び予算を決定し、並びに決算を認定すること。
- (3) その他隊長が必要と認めた事項。

(役員会)

第11条 役員会は、役員をもって構成し、次の事項を協議する。

- (1) 理事会へ提出の議案を立案すること。
- (2) 地区連防災事業の実施に関すること。
- (3) 緊急事項を処理すること。
- (4) その他隊長が必要と認めた事項。

(専決処分)

第12条 前2条の各会議に規定する事項等で緊急を要するものは、隊長はこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分した事項については、次の各会議において報告しなければならない。

(理事会の招集等)

第13条 理事会は、必要の都度隊長が招集し、隊長が議長となる。

(役員会の招集等)

第14条 役員会は、必要の都度隊長が招集し、隊長が議長となる。

(会議の成立等)

第15条 会議は、全て構成員の2分の1以上の出席(出席者への委任を行ったものの数を出席者に加えるものとする。)がなければ開くことができない

2 議事は、出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(事務局)

第16条 地区連防災隊の事務を処理するため、地区連防災隊に事務局を設置し、事務局長を置く。

2 事務局長は地区連の事務局長を充てるものとする。

(経費)

第17条 地区連防災隊の経費は、補助金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 地区連防災隊の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、隊長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成13年4月26日から施行する。
- 2 この規約は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、平成26年4月19日から施行する。
- 4 この規約は、令和6年7月23日から施行する。
- 5 この規約は、令和7年4月25日から施行する。

新磯地区連合自主防災隊規約（案）

【新旧対照表】

（変更点は下線部）

現 行	改 正 後
<p>第1条 ～ 第4条 （変更なし）</p> <p>（役員）</p> <p>第5条 地区連防災隊に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 隊長 1名</p> <p>(2) 副隊長 4名</p> <p>(3) 会計 2名</p> <p>(4) 監事 3名</p> <p>(5) 防災専門員 2名ないし3名</p> <p>2 隊長は新磯地区自治会連合会（以下「地区連」という。）の会長を、副隊長は地区連の副会長を、会計は地区連の会計を、監事は地区連の監事を充てるものとする。</p> <p>3 防災専門員は、防災活動に関する知識と経験を有し、かつ防災への強い意欲を持つ指導力のある者から隊長が選任し、委嘱する。</p> <p>第6条 ～ 第19条 （変更なし）</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成13年4月26日から施行する。</p> <p>2 この規約は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>3 この規約は、平成26年4月19日から施行する。</p> <p>4 この規約は、令和6年7月23日から施行する。</p> <p>（追加）</p>	<p>第1条 ～ 第4条 （変更なし）</p> <p>（役員）</p> <p>第5条 地区連防災隊に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 隊長 1名</p> <p>(2) 副隊長 4名</p> <p>(3) 会計 2名</p> <p>(4) 監事 3名以内</p> <p>(5) 防災専門員 2名ないし3名</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第6条 ～ 第19条 （変更なし）</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成13年4月26日から施行する。</p> <p>2 この規約は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>3 この規約は、平成26年4月19日から施行する。</p> <p>4 この規約は、令和6年7月23日から施行する。</p> <p>5 この規約は、令和7年4月25日から施行する。</p>

令和7年度 役員 (案)

新磯地区連合自主防災隊

No.	役職名	氏 名	選出地区
1	隊 長	鈴 木 真 司	勝 坂
2	副隊長	野 崎 雅 利	上磯部
3	副隊長	中 澤 昇	下磯部
4	副隊長	茅 正 道	勝 坂
5	副隊長	※ 加 藤 明 夫	新 戸
6	会 計	溝 呂 木 秀 雄	上磯部
7	会 計	※ 大 竹 義 博	新 戸
8	監 事	※ 西 山 正 美	新 戸
9	監 事	※ 村 松 和 彦	勝 坂
10	防災専門員	吉 澤 政 雄	上磯部
11	防災専門員	久保田 恵美子	新 戸
12	防災専門員	※ 小 出 真 也	新 戸

※新任

事務局長	建 川 一 茂	新 戸
------	---------	-----

令和7年度 新磯地区連合自主防災隊 事業計画 (案)

日 時	事 業 内 容
4月25日(金) 19:30	地区連総会・自主防理事会(総会)
5月29日(木) 19:30	防災研修会・新任自治会長研修会
8月28日(木) 19:30	役員会(合同研修会資料確認、事前説明会資料確認・役割分担)
9月19日(金) 19:30	自治会長・自主防災隊合同研修会 (DIG訓練 担当:野崎)
9月30日(火) 19:30	新磯地区総合防災訓練 事前説明会
11月9日(日) 9:00	新磯地区防災訓練
12月18日(木) 19:30	理事会(防災訓練の反省会)
1月27日(火) 19:30	役員会(来年度の事業計画、予算、他)
随 時	防災部会

令和7年度 収支予算（案）

（新磯地区連合自主防災隊）

1 収入の部

科目	R7予算額(A)	R6予算額(B)	R6決算額	差額(A-B)	細 節	予算
繰越金	286,938	221,483	221,483	65,455	前年度繰越金	286,938
市補助金	200,000	200,000	200,000	0	市自主防災組織活動事業費補助金	200,000
活動協力金	250,000	350,000	350,000	△ 100,000	新磯地区自治連より	250,000
雑収入	62	18	138	44		62
合 計	737,000	771,501	771,621	△ 34,545		737,000

2 支出の部

科目	R7予算額(A)	R6予算額(B)	R6決算額	差額(A-B)	細 節	予算	項目
事務費	25,000	25,000	0	0	事務用消耗品	20,000	
					印刷代	5,000	
役務費	20,000	20,000	14,591	0	郵送料	6,000	
					電波利用料	14,000	
事業費	470,000	595,000	470,092	△ 125,000	視察研修費・講習費	5,000	アンテナ工事等
					地区防災訓練事業費	420,000	
					本部グッズ整備費	25,000	
					事業用消耗品費	20,000	
予備費	222,000	131,501	0	90,499		222,000	デジタル無線更新費 R9 ￥75,000
合 計	737,000	771,501	484,683	△ 34,501		737,000	

収入予算額	737,000
支出予算額	737,000
差引残額	0